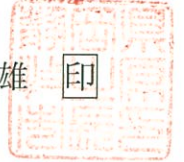


牧土委第 3 号  
令和 5 年 4 月 10 日

公益社団法人 全日本不動産協会静岡県本部  
本部長 疋田 貞明 様

牧之原市長 杉本 基久雄



牧之原市開発行為等事務処理要領の改正について（通知）

日ごろ、都市計画行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 7 月に発生した熱海市伊豆山地区で大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、国が「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することになりました。

今回の改正に伴い、牧之原市開発行為等事務処理要領の様式に記載のある法律名等を改正しました。

つきましては、各団体会員の皆様へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 主な改正点

(1) 牧之原市開発行為等事務処理要領

- ・様式第 2 号 開発計画概要書に明記されている法律名を変更する。  
区域区分にある「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」に変更する。
- ・様式第 6 号 設計説明書 2 (3) に明記されている法律の名称を変更する。

2 施行日

令和 5 年 5 月 26 日

※市ホームページに関連資料を掲載します。

事務局 牧之原市 建設部 都市住宅課  
電話 0548-53-2633  
FAX 0548-52-3772  
メール toshi@city.makinohara.lg.jp